

# 事業

---

## 第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

01. 建築に関わる地域の秩序ある発展と社会福祉の向上に関する調査研究及び広報
02. 建築関係法令の遵守及び適正な施行の推進
03. 会員の秩序の保持及び倫理観の醸成
04. 関係官公庁及び関係団体との連携・協力
05. 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、及び建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告、その他関連する業務
06. 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主、その他関係者からの苦情を解決する業務
07. 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計・監理等の業務に関する研修業務
08. 建築士法に基づき、島根県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧に関する事務
09. 建築士法に基づく、登録講習機関からの受託業務
10. 建築士事務所の経営管理及び建築設計・工事監理等の業務に関する調査研究
11. 建築士事務所の業務技術の進歩改善及び地位向上に関する調査研究
12. 建築設計・工事監理等の業務に関する講演会、講習会、研究会、見学会等の開催
13. 建築物の耐震診断及び耐震補強設計の耐震性能を評定する業務
14. 図書、会報及び印刷物の刊行頒布
15. 建築士事務所及び所属する建築士等の親睦及び福利厚生の上昇に資する業務
16. 公共団体からの業務委託に関する業務
17. その他、本会の目的を達成するために必要な事業